

熊本市中小企業創業サポート資金融資制度要綱

| | | |
|----|-------|----------------------|
| 制定 | 平成12年 | 3月22日市長決裁 |
| 改正 | 平成14年 | 2月27日経済振興局長決裁 (略) |
| | 平成25年 | 8月30日産業政策課長決裁 |
| | 平成26年 | 3月31日市長決裁 |
| | 平成26年 | 4月24日農水商工局長決裁 |
| | 平成27年 | 3月30日市長決裁 |
| | 平成28年 | 3月28日市長決裁 |
| | 平成30年 | 3月29日市長決裁 |
| | 平成31年 | 3月28日市長決裁 |
| | 令和4年 | 7月29日商業金融課長決裁 |

(目的)

第1条 この要綱は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に基づき、創業を行う若しくは創業を行った個人若しくは創業を行ったことにより設立された会社、又は事業の転換若しくは多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより創業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資原資)

第2条 熊本市（以下「市」という。）は、融資原資として、予算の範囲内で取扱金融機関に預託を行うものとする。

2 取扱金融機関は、当該年度において預託金の2倍以上の自己資金を加え、融資準備金として融資を行うものとする。

3 市は本制度実施のため、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）との間に別に定める損失補償契約を締結する。

(融資対象)

第3条 融資の対象となる者は、事業開始に係る具体的計画を有し、次の各号のいずれかに該当する者とし、その要件は各号に定めるとおりとする。

(1) 新規に事業を起こす者又は起こした者で、新規事業と同一事業の勤務経験があり、市内に住所（法人の場合は代表者の住所）を有し、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて経済産業省令で定めるところにより市区町村長の証明を受けて事業を開始するものは、6月以内）に新たに事業を開始するもの

イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内（法第2条第24項第3号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて経済産業省令で定めるところにより市区町村長の証明を受けて新たに会社を設立するものは、6月以内）に新たに会社を設立するもの

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以降1年を経過していないもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以降1年を経過していないもの

(2) 新規に事業を起こす者又は起こした者で、新規事業と同一業種の勤務経験が無い場合であって、市内に住所（法人の場合は代表者の住所）を有し（学生の場合は学校の推薦を受けた者）、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて経済産業省令で定めるところにより市区町村長の証明を受けて事業を開始するものは、6月以内）に新たに事業を開始するもの

イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内（法第2条第24項第3号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて経済産業省令で定めるところにより市区町村長の証明を受けて新たに会社を設立するものは、6月以内）に新たに会社を設立するもの

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以降1年を経過していないもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以降1年を経過していないもの

- (3) 中小企業者の事業転換又は多角化による新規事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの
 - ア 市内に住所を有すること。
 - イ 市内において、同一事業を3年以上継続して行っていること。
 - ウ 事業転換・多角化前であること。

2 前項に掲げる事業を実施する者は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- (1) 協会の保証対象業種であること。
- (2) 許認可を必要とする業種については、許認可を受けている又は確実に許認可を取得できること。
- (3) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む）がないこと。
- (4) 申込日前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 熊本市内の事業所（店舗）における事業資金であること。
- (6) 市県民税又は法人市民税（業歴2年未満の者で前年度の市民税を賦課されていないものについては、当該年度の納期到来分）を納税していること又は非課税措置、免税措置を受けていること。

（融資条件）

第4条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金。ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）は、対象としない。第3条第1項第1号イ及び第2号イに定める個人が会社を設立し当該会社により事業を開始した場合には、当該個人の会社設立および事業開始に係る借入債務を会社に全部引き受けさせたいえ、当該個人の当該借入債務を免れさせるものとする（免責的債務引受）。
- (2) 融資限度額 第3条第1項第1号 1事業者につき2,000万円以内
第3条第1項第2号 1事業者につき500万円以内
第3条第1項第3号 1事業者につき1,000万円以内
- (3) 融資期間 7年以内
- (4) 口数 限度額内で併用を認める。
- (5) 融資利率 第3条第1項第1号及び第2号
返済期間3年以内の場合 固定 年利1.30パーセント以内
返済期間5年以内の場合 固定 年利1.45パーセント以内
返済期間7年以内の場合 固定 年利1.60パーセント以内
第3条第1項第3号固定年利2.00パーセント以内
- (6) 返済方法 元金均等返済
- (7) 据置期間 協会及び取扱金融機関が認める場合に限り1年以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (10) 担保 第3条第1項第1号及び第2号 物的担保は徴求しない。
第3条第1項第3号 必要に応じ徴求する。
- (11) 信用保証 すべて協会の保証を要する。第3条第1項第1号、第2号により融資を受けるものについては、創業関連保証によるものとする。

（取扱金融機関）

第5条 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫及び熊本中央信用金庫とする。

（融資相談窓口）

第6条 融資相談等の窓口は、くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関とする。

（融資受付窓口）

第7条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要書類を添付し、熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関に提出するものとする。

(融資の斡旋)

第8条 熊本商工会議所及び市内各商工会は、受付の結果、融資申し込みに係る要件が適当と認めるときは、取扱金融機関に融資斡旋を行うものとする。

(融資審査等)

第9条 融資申込を受理した取扱金融機関は、その内容の審査及び調査を行い、速やかに協会に保証依頼の書類を提出し、また、市の必要書類についても協会を経由し市に提出するものとする。

2 協会は取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び協会は、融資手続を公正かつ迅速に行うものとする。

(関係機関の協力)

第10条 この制度による融資について、協会は積極的に保証を行い、取扱金融機関は、各機関と緊密な連携を図り、融資に関しては歩積、両建、掛金等の条件を付することなく、この制度の目的を十分に理解し、積極的に協力するものとする。

(保証制度)

第11条 保証制度は、協会の熊本市中小企業創業サポート資金保証制度要綱による。

(その他)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、同日の借入申込み分から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成28年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第2号の規定は、平成30年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。